

○インターネット異性紹介事業関係事務の取扱いに関する訓令

平成21年4月1日本部訓令第7号

改正

平成24年7月6日本部訓令第17号
平成26年7月14日本部訓令第17号
令和元年12月4日本部訓令第9号
令和3年3月12日本部訓令第8号
令和3年11月30日本部訓令第19号
令和4年6月9日本部訓令第13号
令和7年5月30日本部訓令第19号
令和7年12月15日本部訓令第31号

インターネット異性紹介事業関係事務の取扱いに関する訓令を次のように定める。

インターネット異性紹介事業関係事務の取扱いに関する訓令

(趣旨)

第1条 この訓令は、千葉県公安委員会の権限に属する事務の処理に関する規程（昭和36年千葉県公安委員会規程第4号）第6条の規定により、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号。以下「法」という。）、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令（平成20年政令346号）、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行規則（平成15年国家公安委員会規則第15号。以下「施行規則」という。）に定める公安委員会の権限に関する事務（以下「インターネット異性紹介事業関係事務」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(事務の処理)

第2条 インターネット異性紹介事業関係事務の処理については、法令に定めるもののほか、別表に定めるところによる。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年7月6日本部訓令第17号）

この訓令は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成26年7月14日本部訓令第17号）

この訓令は、平成26年7月15日から施行する。

附 則（令和元年12月4日本部訓令第9号）

この訓令は、令和元年12月14日から施行する。

附 則（令和3年3月12日本部訓令第8号）

(施行期日)

1 この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この訓令による改正後の様式によるものとみなす。

3 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和3年11月30日本部訓令第19号）

(施行期日)

1 この訓令は、令和3年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この訓令による改正後の様式によるものとみなす。

3 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和4年6月9日本部訓令第13号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年5月30日本部訓令第19号）

この訓令は、令和7年6月1日から施行する。

別表（第2条）

事務の種類	処理要領	備考
1 事業開始の届出の取扱い	<p>(1) 署長は、インターネット異性紹介事業（以下「事業」という。）の開始の届出がなされたときは、事業の本拠となる事務所（事務所のない者にあっては、住居。以下同じ。以下「事務所」という。）の所在地が署の管轄区域内であること、事業を開始しようとする前日までの届出であること及び施行規則で定める区分に応じた添付書類があることを確認して受理すること。</p> <p>(2) 署長は、届出を受理したときは、インターネット異性紹介事業届出受理書（別記第1号様式。以下「届出受理書」という。）を作成するとともに、千葉県警察許可等事務管理システム（以下「管理システム」という。）に所定事項を入力するものとする。</p> <p>(3) 署長は、生活安全部少年課長（以下「少年課長」という。）に対し届出に係る事項を通報するものとする。</p> <p>(4) 前(3)の通報を受けた少年課長は、インターネット異性紹介事業届出受理簿（別記第2号様式。以下「受理簿」という。）により受理番号を指定するとともに、施行規則で定める事項を警察庁に報告すること。</p> <p>(5) 受理番号の指定を受けた署長は、インターネット異性紹介事業者台帳（別記第3号様式。以下「台帳」という。）を作成するものとする。</p> <p>(6) 署長は、インターネット異性紹介事業者調査表（別記第4号様式。以下「調査表」という。）の審査要領により、法第8条又は施行規則第5条第2項に規定する欠格事由に係る調査を行うものとする。</p>	<p>1 届出は、事業開始届出書（施行規則別記様式第1号）による。</p> <p>2 通報は、事業開始届出書のファクシミリ送信による。</p> <p>3 欠格事由に該当することが判明したときの措置は、次の区分のとおり。</p> <p>(1) 法第8条の欠格事由に該当 事業の廃止命令</p> <p>(2) 施行規則第5条第2項の欠格事由に該当 警告等又は指示</p>
2 事業廃止の届出の取扱い	<p>(1) 署長は、事業の廃止の届出がなされたときは、事務所の所在地が署の管轄区域内であること及び施行規則で定める区分に応じた期日内の届出であることを確認して受理すること。</p> <p>(2) 署長は、届出を受理したときは、届出受理書を作成するとともに、管理システムに所定事項を入力するものとする。</p> <p>(3) 署長は、少年課長に対し届出に係る事項を通報するものとする。</p> <p>(4) 前(3)の通報を受けた少年課長は、受理</p>	<p>1 届出は、事業廃止届出書（施行規則別記様式第2号）による。</p> <p>2 届出の期日は、廃止の日から14日以内</p> <p>3 通報は、事業廃止届出書のファクシミリ送信による。</p>

	<p>簿により受理番号を指定するとともに、施行規則で定める事項を警察庁に報告すること。</p> <p>(5) 受理番号の指定を受けた署長は、廃止届出年月日等の必要事項を台帳に記載するものとする。</p>	
3 届出事項変更の届出の取扱い	<p>(1) 署長は、事業の変更の届出がなされたときは、変更後の事務所の所在地が署の管轄区域内であること、施行規則で定める区分に応じた期日内の届出であること及び添付書類が必要な場合は、当該添付書類があることを確認して受理すること。</p> <p>(2) 署長は、届出を受理したときは、届出受理書を作成するとともに、管理システムに所定事項を入力するものとする。</p> <p>(3) 署長は、少年課長に対し届出に係る事項を通報するものとする。</p> <p>(4) 署の管轄区域を異にして行われる事務所の変更に係る届出を受理した署長は、次に掲げる区分によって当該届出者に係る関係書類の写しの送付を求める。</p> <p>ア 変更前の管轄署が本県の場合 変更前の管轄署長に対し送付を求める。</p> <p>イ 変更前の管轄署が本県以外の場合 少年課長を経て、変更前の管轄都道府県警察に対し送付を求める。</p> <p>(5) 署長は、他の署長から関係書類の写しの送付を求められたときは、当該書類の写しを送付すること。</p> <p>なお、他の都道府県警察への送付は少年課長を経て行うものとする。</p> <p>(6) 前記(3)の通報を受けた少年課長は、受理簿により受理番号を指定するとともに、施行規則で定める事項を警察庁に報告すること。</p> <p>(7) 受理番号の指定を受けた署長は、台帳を記載し、又は作成するものとする。</p> <p>(8) 署長は、欠格事由の調査が必要なときは、調査表の審査要領により、これを行うものとする。</p>	<p>1 届出は、届出事項変更届出書（施行規則別記様式第3号）による。</p> <p>2 届出の期日は、変更の日から14日（登記事項証明書を添付すべき場合は20日）以内</p> <p>3 通報は、届出事項変更届出書のファクシミリ送信による。</p> <p>4 欠格事由に該当することが判明したときの措置は、次の区分のとおり。</p> <p>(1) 法第8条の欠格事由に該当 事業の廃止命令</p> <p>(2) 施行規則第5条第2項の欠格事由に該当 警告等又は指示</p>
4 行政処分の上申等の取扱い	<p>(1) 署長は、管轄区域内のインターネット異性紹介事業者（以下「事業者」という。）が指示の事由となる違反行為をしたと認めた場合、当該事業者に対し、当該違反行為をしたと認められる旨を口頭、文書又は電子メー</p>	

	<p>ルにより通知し、必要な措置を講じるよう警告等を行うものとする。ただし、警告等を行うことが適当でないと認められるときは、これを省略することができる。</p> <p>(2) 署長は、前(1)の警告等によっても当該違反行為が改善されず指示を行う必要があると認められるとき、又は事業の停止若しくは廃止命令を行う必要があると認められるときは、関係者の供述録取書、その他の関係記録を添えて、指示にあっては指示処分上申書(別記第5号様式)、事業の停止又は廃止命令にあっては停止・廃止処分上申書(別記第6号様式)によりそれぞれ本部長に上申するものとする。</p> <p>(3) 署長は、管轄区域内の事業者に対し、法第7条から第15条まで(第12条第2項を除く。)の規定の遵守状況を把握し、又は行政処分を行おうとする際の処分内容の判断に資するため、報告又は資料の提出を求める必要があると認められるときは、報告・資料の提出要求上申書(別記第7号様式)により本部長に上申するものとする。</p> <p>(4) 前記(2)又は(3)の上申に基づき、処分が決定した後、少年課長は署長を通じて被処分者に対し、施行規則で定める書類を交付し、その受領書(別記第8号様式)を徴するものとする。</p> <p>(5) 署長は、管轄区域を異にした事業者が指示若しくは事業の停止の事由となる違反行為をしたと認めるとき又は指示若しくは事業の停止命令に違反したと認めるときは、少年課長に施行規則第11条第2項で規定する事項を通報するものとする。</p> <p>(6) 前(5)の通報を受けた少年課長は、当該事業者の事務所の所在地が本県以外の場合は、当該都道府県警察に対し、行政処分事由該当事案等通報書(別記第9号様式)により通報すること。</p> <p>(7) 署長は、行政処分等の結果を台帳に記載して明らかにしておくものとする。</p>	<p>1 法第15条第1項に規定する処分移送通知書(施行規則別記様式第6号)の授受は、少年課長が行う。</p> <p>2 指示は、指示書(施行規則別記様式第4号)による。</p> <p>3 事業の停止又は廃止命令は、命令書(施行規則別記様式第5号)による。</p> <p>4 報告又は資料の提出の要求は、報告等要求書(施行規則別記様式第7号)による。</p>
5 書類の保存整理	<p>(1) 事業に関する書類は、次に掲げる区分によって事業者ごとに編冊し、受理番号順に保存しておくものとする。</p> <p>ア 届出に関する書類、前記3(4)により交付を受けた書類及び行政処分等に関する書類 インターネット異性紹介事業者関</p>	

係 イ　台帳　インターネット異性紹介事業者 台帳 (2)　事業の廃止の届出をした事業者に係る 前(1)ア及びイの書類は、廃止の届出の日か ら起算して3年間保存するものとする。
--

以下別記様式省略